

第6期介護保険事業計画の概要

平成27年2月4日

健康福祉部長寿介護課

第6期介護保険事業計画期間（概要）

（平成27年1月現在）

1. 被保険者数の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
第1号被保険者数	41,635人	42,087人	42,427人	126,149人
うち65～74歳	18,672人	19,052人	19,406人	57,130人
うち75歳以上	22,963人	23,035人	23,021人	69,019人

2. 認定者数の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
要介護等認定者数	8,952人	9,077人	9,205人	27,234人

3. 施設・居住系サービス利用者数の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
施設サービス	1,501人	1,520人	1,551人	4,572人
居住系サービス	408人	420人	467人	1,295人

※ 施設サービス利用者＝介護保険3施設及び地域密着型介護老人福祉施設利用者

※ 居住系サービス利用者＝認知症高齢者グループホーム利用者及び特定施設利用者

4. 給付費等の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
標準給付費見込額	149.8億円	153.9億円	158.6億円	462.3億円
地域支援事業費	3.1億円	3.4億円	5.1億円	11.6億円
合 計	152.9億円	157.3億円	163.7億円	473.9億円

5. 保険料基準額

年額 75,000円

月額 6,250円

第6期計画期間中の施設等整備について

基本的な考え方

介護を要する高齢者が増加していることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように在宅サービスを充実させるとともに、施設サービスについても適切な水準を確保します。

第5期(平成24～26年度)

第6期(平成27～29年度)

特別養護老人ホーム 109
(増床 80、小規模特養 29)

グループホーム 40
(創設 36、新規指定 4)

(計 149)

■ 入所申込者数の増加
■ 施設サービスの確保

特別養護老人ホーム 91

・特養 転換 4床 (1施設)
・小規模特養 創設 87床 (29床×3施設)

■ 認知症高齢者の増加

グループホーム 72

・創設 (18床×4事業所)

(計 163)

小規模多機能型居宅介護事業所
・創設 3事業所 (定員75)

■ 地域での生活を支える

小規模多機能型居宅介護事業所
・創設 5事業所 (定員111)

第6期介護保険事業計画期間における介護サービス必要見込量

※ 平成27年度以降の保険給付費については、平成27年度介護報酬改定(改定率 ▲2.27%)を踏まえたもの。

【保険給付費】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
(1) 居宅サービス	6,497,127千円	6,817,294千円	7,102,358千円	7,245,398千円	7,080,004千円	7,286,737千円
(2) 地域密着型サービス(介護予防含む)	1,657,714千円	1,747,890千円	1,943,885千円	2,175,603千円	2,629,331千円	3,001,375千円
(3) 介護保険施設サービス	4,020,260千円	4,082,456千円	4,092,224千円	4,340,878千円	4,463,046千円	4,479,376千円
(4) 介護予防サービス	421,444千円	424,357千円	446,259千円	452,033千円	464,290千円	313,383千円
上記(1)～(4)の一定以上所得者の利用負担見直しに伴う財政影響額				-42,620千円	-66,003千円	-68,153千円
(5) 計 ①	12,596,545千円	13,071,997千円	13,584,726千円	14,171,292千円	14,570,668千円	15,012,718千円

(6)その他費用

特定入所者介護サービス等費 ②	464,008千円	471,676千円	477,460千円	506,012千円	505,363千円	518,229千円
高額介護サービス等費 ③	214,370千円	227,230千円	239,891千円	253,120千円	260,559千円	271,476千円
高額医療合算介護サービス等費 ④	26,581千円	25,834千円	28,262千円	33,123千円	34,046千円	35,455千円
審査支払手数料	16,717千円	16,604千円	16,441千円	17,744千円	18,230千円	18,761千円

(7) 合計(標準給付費見込額)	13,318,221千円	13,813,341千円	14,346,780千円	14,981,291千円	15,388,866千円	15,856,639千円
------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

【地域支援事業費】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
(8) 地域支援事業費	291,034千円	293,110千円	301,360千円	312,415千円	338,718千円	507,247千円
保険給付費見込額(①+②+③+④)に対する割合	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	3.2%

保険料基準額(見込額)の算定について

平成27～29年度の標準給付費見込額	46,226,796千円	
〃 地域支援事業費	1,158,380千円	
合 計	47,385,176千円	(A)

① 第1号被保険者負担分相当額	10,424,739千円	保険料分 総費用額(A)の22%
② 調整交付金相当額	2,311,340千円	調整交付金ルール分 5%
③ 調整交付金見込額	3,362,369千円	調整交付金見込交付割合 平均7.28%

④ 財政安定化基金償還金	50,000千円	
⑤ 財政安定化基金拠出金見込額	0千円	(A) × 拠出率 (0.0%)

⑥ 介護給付費準備基金取崩見込額	0千円	
------------------	-----	--

保険料収納必要額	9,423,710千円	① - (③ - ②) + ④ + ⑤ - ⑥
÷ 予定保険料収納率	98.76%	
÷ 補正後被保険者数	127,334人	平成27～29年度の被保険者数 (*)
保険料基準額(年見込額)	75,000円	保険料基準額に対する弾力化をしなかった場合の保険料年額(端数処理前 77,214円)

(*) 所得段階別加入割合による補正被保険者数

○参考 介護保険法(平成9年法律第123号)

(保険料)

第二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービス見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四百七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

第6期介護保険料見込額の増加要因について

第6期介護保険料見込額

6,250円/月

◇ 第5期保険料額 5,383円/月と比べて 867円増加の要因は、以下のとおり。

要 因	増 減 額
① 第1号被保険者の負担割合の上昇 ※ 第5期計画期間は、第1号保険料（高齢者負担割合）が21%、第2号保険料（40歳～64歳）が29%。 第6期計画期間は、第1号保険料が22%、第2号保険料が28%に改められ、高齢者負担分が増加。	283円
② 要介護等認定者数の増加や施設整備等による給付費の上昇など、自然増的な要因	884円
③ 保険料段階設定の細分化等 ※ 現行第3段階の負担割合の引き下げ分 46円増 現行第4段階の負担割合の引き下げ分 21円増 現行第9段階及び第10段階の細分化 257円減	△ 190円
④ 介護報酬改定（改定率-2.27%）による影響	△ 113円
⑤ 財政安定化基金償還金による影響	33円
⑥ 一定以上所得者の利用者負担の見直しによる影響	△ 23円
⑦ 特定入所者介護（予防）サービス費の見直しによる影響	△ 7円

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

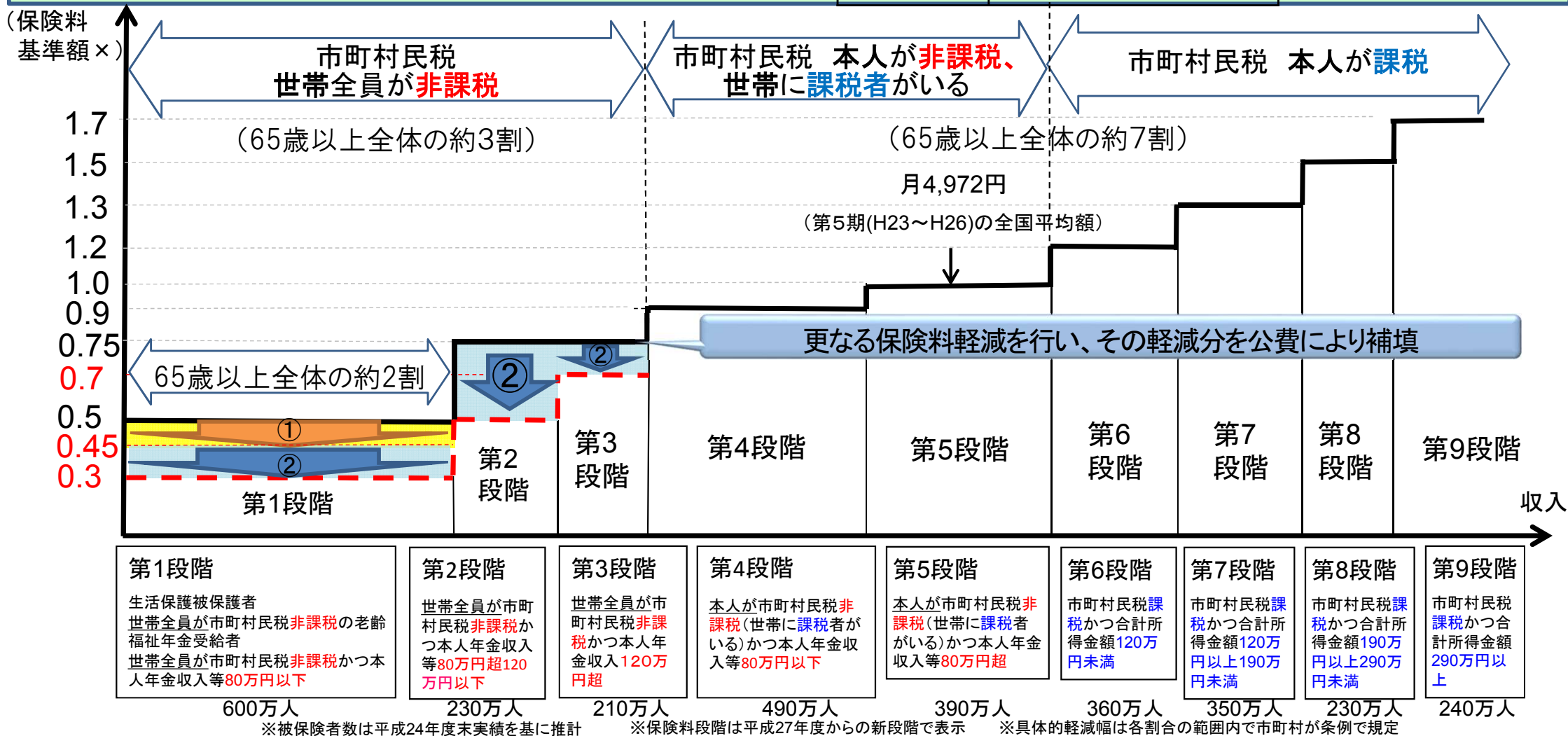
①平成27年4月(所要額:221億円)
第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

②平成29年4月(所要見込額:約1,400億円)
消費税10%引上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



第6期介護保険料の所得段階別設定について

負担能力に応じた保険料賦課の観点から、保険料負担段階を更にきめ細かくし低所得者の負担を軽減するとともに、所得の高い層の負担割合を引き上げることにより保険料基準額の上昇をできる限り抑える。

- ① 市民税非課税世帯である現行第1段階から第4段階について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料軽減を強化する。
 - ・現行第1段階及び第2段階の保険料軽減率50%を段階的に70%に拡大する。
 - ・現行第3段階の保険料軽減率30%を段階的に60%に拡大する。
 - ・現行第4段階の保険料軽減率25%を段階的に35%に拡大する。
- ② 市民税課税世帯で本人非課税である現行第5段階の保険料軽減率5%を10%に拡大する。
- ③ 現行第9段階を判定所得金額により更に2段階に細分化する。
- ④ 現行第10段階を判定所得金額により更に3段階に細分化する。
- ⑤ 最も所得の高い段階の保険料率を0.05引き上げる。

【所得段階別保険料見込額】

市民税の課税状況		第5期 (H24～26年度)					第6期 (H27～28年度)							第6期 (H29年度)				
		段階	対象者	保険料率	年額	月額	段階	対象者	保険料率	年額	月額	増減額 (月額)	増減率	保険料率	年額	月額	増減額 (月額)	増減率
世帯非課税	本人非課税	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.5	32,300	2,692	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.45	33,800	2,817	125	4.6%	0.3	22,500	1,875	-817	-30.3%
		第2段階	判定所得金額 ≤ 80万円	0.5	32,300	2,692	第2段階	判定所得金額 ≤ 80万円	0.65	48,800	4,067	300	8.0%	0.4	30,000	2,500	-1,267	-33.6%
		第3段階	判定所得金額 ≤ 120万円	0.7	45,200	3,767	第3段階	判定所得金額 ≤ 120万円	0.7	52,500	4,375	333	8.2%	0.65	48,800	4,067	25	0.6%
		第4段階	第1～3段階以外	0.75	48,500	4,042	第4段階	第1～3段階以外	0.9	67,500	5,625	508	9.9%	H27～28年度と同じ				
		第5段階	判定所得金額 ≤ 80万円	0.95	61,400	5,117	第5段階 (基準額)	上記以外	1	75,000	6,250	867	16.1%	"				
		第6段階 (基準額)	上記以外	1	64,600	5,383	第6段階	合計所得金額 < 125万円	1.25	93,800	7,817	1,084	16.1%	"				
世帯課税	本人課税	第7段階	合計所得金額 < 125万円	1.25	80,800	6,733	第7段階	合計所得金額 < 125万円	1.5	112,500	9,375	1,300	16.1%	"				
		第8段階	合計所得金額 < 190万円	1.5	96,900	8,075	第8段階	合計所得金額 < 190万円	1.75	131,300	10,942	1,250	12.9%	"				
		第9段階	合計所得金額 < 400万円	1.8	116,300	9,692	第9段階	合計所得金額 < 400万円	1.8	135,000	11,250	1,558	16.1%	"				
		第10段階	合計所得金額 < 400万円	1.9	122,800	10,233	第10段階	合計所得金額 < 700万円	1.85	138,800	11,567	1,334	13.0%	"				
		第11段階	合計所得金額 < 1,000万円	1.9	142,500	11,875	第11段階	合計所得金額 < 1,000万円	1.9	142,500	11,875	1,642	16.0%	"				
		第12段階	合計所得金額 ≥ 1,000万円	1.95	146,300	12,192	第12段階	合計所得金額 ≥ 1,000万円	1.95	146,300	12,192	1,959	19.1%	"				

注) 判定所得金額: 課税年金収入額と合計所得金額の合計